

小作争議調查表

No. 128

(月報番號第一四九號)

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	事項要求	經過
倉市篠崎字杉川原	地主 吉田千代穂 小作人 若木元次郎	小作人 日農九州聯合會 出 野 支 部	地主昭和五年度小作料納入儀(小作料十三係)迄減額(一)を以て小作人等が小作料を納入せず、爲再三要求し、之を允さざれば、遂に土地即ち返還を要求し、地主は曲げざる様小作人等、地主の要求を不入と主張し、交渉中。	昭和五年、度小作料金額要求	地主は小倉区裁判所に小作料請求訴訟を提起す。小作人は小作料納付の申請を爲し、地主は之を認めず。十一月三日第一回調停委員会開催、調停者は地主に對し、事實は五年を経過し、其後毎年小作料は定額あり、之を以て之儀は解決方を要請(之)を地主は小作人が此令加入し其歳力を手し、之を又訴訟費用を要し、之を絶対要求不入とす、小作人は大儀以上を主張せず。十一月十六日第二回委員会開催、地主は昭和五年度小作料、訴訟費用の五十円、小作人負税を主張し、小作人は前年度と譲り合ふ。十二月二日、第三回委員会開催、地主は訴訟費用と小作人が負担せし、九月一及六、被告の土地即ち返還を要求し、地主は曲げざる様小作人等、地主の要求を不入と主張し、交渉中。

(昭和九年十一月分)

財團 協調會福岡出張所

備 考	果 結
<p style="text-align: center;">三折五此全給 三千五百円了費却すこと</p>	